

鴻臚館跡展示館展示リニューアルに係る展示物製作・設置等業務委託
仕様書（企画提案時）

本仕様書は、福岡市（以下「本市」という。）の「鴻臚館跡展示館展示リニューアルに係る展示物製作・設置等業務委託」（以下「本業務」という。）に係る業務内容について必要な仕様を定めるものである。本市と受注者が協議の上、契約書用の仕様書を定めることとする。

1 件名

鴻臚館跡展示館展示リニューアルに係る展示物製作・設置等業務委託

2 目的

本市では現在、鴻臚北館東門や堀の一部や周辺地形の復元整備等を進めており、これに合わせ、鴻臚館跡展示館（以下「展示館」という。）において、新たな展示手法を導入し魅力を向上することとしている。本業務は令和7年10月に作成した「鴻臚館跡展示館展示リニューアル実施設計」に基づき、展示リニューアルに係る展示物の製作及び設置を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

4 履行場所

福岡市中央区城内1（鴻臚館跡展示館）

5 業務対象範囲

常設展示室 床面積 928.5 m²（別紙図面のとおり）

6 業務内容

業務内容については、別添「鴻臚館跡展示館展示リニューアル実施設計」業務仕様書に基づき、以下の内容について展示物の製作、設置等を行うものとする。製作する展示物については、別途契約予定である「鴻臚館跡展示館展示リニューアルに係る映像コンテンツ制作等業務委託」の受注者と協議等を行いながら業務を進めること。

(1) 展示物製作・設置業務

- ① 展示物製作・設置工程計画書の作成
- ② 展示物製作図の作成
- ③ 展示物製作及び現場設置に係る工程計画の作成
- ④ 展示物製作
 - ・ 展示物造作（展示壁、展示ケース、展示台等）
 - ・ グラフィック・サイン
 - ・ 映像、情報コンテンツ制作

- ・演出照明
- ・映像機器、情報検索機器
- ・その他設計図書で定める必要な展示物

⑤既存展示物の解体・撤去

⑥展示製作物の設置・調整

- ・展示製作物等の運搬搬入、設置、現場調整等
- ・二次側電気設備
 - (分電盤から照明・映像機器への配管・配線、展示演出照明器具設置、シューティング作業等)
- ・映像機器、情報コンテンツ用機器等の設置・システム調整
- ・既存空調機器の移設

(2)映像コンテンツ再生プログラム(アプリ)の構築

遺構上部映像投影部分(以下、「大型スクリーン」という。)に別途制作する映像コンテンツやその他様々な動画や静止画を投影するための再生プログラム(以下、「アプリ」という。)は以下の内容で構築すること。(※大型スクリーンの概要及びプログラム構築に係るシステム図は、別添「鴻臚館跡展示館展示リニューアル実施設計業務委託」業務仕様書のP24及びP68を参照)

- ①映像コンテンツ再生プログラム(以下、「アプリ」という。)は、映像・音声・画像などの各種データを、一般的なファイル形式において変換作業を要せずに再生できる機能を有すること。
- ②再生可能なファイル形式は、MP4、MOV、WMV、AVI、JPEG、PNG、MP3、WAV等、一般的に用いられる主要形式に対応すること。
- ③データの追加・更新・差し替えは、専門的な知識を必要とせず、担当者が容易に操作できるユーザーインターフェースを備えること。
- ④スクリーンへの映像投影には2台のプロジェクターを使用しており、そのためPC機器からは2系統のHDMIを出力するため、その出力に合わせた「映像のオフセット※エッジブレンディングに必要な重なり」をプログラム側にて設定すること。※エッジブレンディング(輝度のグラデーション)はプロジェクター本体で行うものとする。
- ⑤動画及び静止画データの表示レイアウトは、スクリーンに1つのコンテンツを表示、または2つのコンテンツを表示するなど複数のレイアウトを設定できるものとする。
- ⑥レイアウトは最大10パターンとする。レイアウト数やパターンについては追加提案も可とする。(※スクリーンに1つのコンテンツを表示する場合、コンテンツデータを横長の解像度にて準備する必要があることを前提とする。)
- ⑦設定したパターンに合わせ、館内照明との連動を行う必要があるため、システムコントローラーを使用し照明装置へ4接点信号(4シーン)を送信できるものとする。(※4接点信号(4シーン)は各レイアウトの再生時、頭出しにワンショット信号を前提として、コンテンツの尺に合わせた時間軸での照明装置への信号は不要である。)
- ⑧開館時間(9時~17時)内で、時間帯に合わせたパターンの再生を可能とし、週間や年間のスケジュール再生は不要である。
- ⑨施設の運用上、時間帯の再生を基本とするが、マニュアルで再生や停止を行えるユーザーインターフェースを設け、時間による自動再生以外の手動再生にも対応すること。

(3) 館内の防犯・安全対策

展示館内に防犯及び安全対策を踏まえ、館内の動線や製作した展示物の設置位置等に配慮し、監視カメラを設置すること。

(4) 展示物製作・設置業務に付随する業務

- ① 打合せ記録簿の作成
- ② 展示物製作・設置に必要な現場調査や調整、進捗管理、業務報告等に関する事
- ③ 検査報告書の提出
- ④ 鴻臚館復元整備等関連業務との調整
- ⑤ その他、展示物製作・設置に関し付随する業務の一切

(5) 保守及びメンテナンスなど

- ① 製作した動画について、本市の施策や鴻臚館の研究成果の発展状況に応じた、軽微な修正等に対応すること。
- ② 対応年数は最低3年とし、緊急時などに迅速に対応できる体制を構築すること。

(6) リニューアル後の維持管理費の算出

本業務において、展示物の製作・設置を実施した後の、展示物やプログラムの定期的な点検に係る維持管理費の概算を算出すること。

(7) 提案内容

- ① 「(2) 映像コンテンツ再生プログラム(アプリ)の構築」の業務内容を踏まえ、大型スクリーンでの映像コンテンツ再生プログラム(アプリ)の構築内容について提案すること。
- ② 展示物を製作・設置するにあたり、館内の安全対策を講じるための防犯カメラの設置位置や設置数及び管理システムについて提案すること。
- ③ 来館者をおもてなしする目線から、ユニバーサルデザインに基づく動線計画やサイン、展示館への滞在時間を踏まえ、様々なターゲット向けの展示物の観覧プランやポイントを提案すること。
- ④ 映像のメンテナンスについては、「(5) 保守及びメンテナンス」の内容を踏まえ、対応期間や内容について提案すること。

7 成果品

- (1) 展示物及び機器・備品等、付属品を含む一式の現場納品
- (2) 完成図
- (3) 現地記録写真(作業の前後が分かる記録写真)
- (4) 維持管理費計算書
- (5) 展示物操作説明書
- (6) 打合せ記録簿
- (7) その他発注者が求める資料

(8) (1)以外のデータをハードディスクで2部、資料等はファイリングし、3部提出すること。

8 打ち合わせ及び協議

本業務の円滑かつ適正な業務遂行のため、打ち合わせを原則として次のとおり行い、その内容については、記録を作成すること。

- ・当初:業務着手時
- ・業務期間中:1回以上/月(必要に応じ随時)
- ・最終:成果品納入時

9 参考資料の貸与について

受託者に対して、業務の遂行上必要となる資料については、監督員と協議の上別途貸与するものとする。

10 その他

- (1)業務の遂行にあたって、受託者は本市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、その配置体制について事前に通知するとともに、正確・丁寧に行うこと。
- (2)各業務に係る一切の経費は、すべて委託料に含むものとする。
- (3)業務を遂行するための実施計画(スケジュール等)や実行体制、個人情報管理やセキュリティの観点から、必要となる書類を提出すること。
- (4)業務の遂行にあたって、受託者は本市の意図及び目的を十分に理解した上で、経験豊富業務内容に精通した者を定め、また、適正な人員を配置し、その配置体制について事前に通知するとともに、正確・丁寧に行うこと。
- (5)業務の遂行にあたって、受託者は関係法令や契約書、本仕様書を順守するとともに、本市監督員と常に密な連絡を取り、その指示に従うほか、段階ごとに報告を行うこと。
- (6)業務の遂行にあたって、受託者は打ち合わせ記録簿に協議内容を簡潔に記載し、本市監督員に提出すること。
- (7)業務の遂行にあたって、必要な資料の収集等は受託者が行うものとし、本市は業務の遂行上の協力を行う。また、受託者は本市から貸与を受けた資料は、一覧表を作成し、業務終了後、速やかに返却すること。
- (8)本業務における成果物及び本委託の履行過程で得られたデータ等(写真、図表含む)の著作権は、本市に帰属するが、第三者が権利を有する著作素材については、利用許諾を得た範囲で利用できるものとして、著作権は第三者に帰属する。受託者は、本市の許可なく成果物等を、公表または第三者に貸与してはならない。
- (9)現在、事業を進めている復元整備工事等をはじめ、他の事業と連携し業務を進めること。
- (10)本業務の遂行にあたって知り得た情報等について、本市の承諾なしに第三者に対して内容を漏らさないこと。また、本業務の完了後も同様とする。
- (11)本業務は、完了検査の合格及び成果品の納品をもって完了とするが、業務完了後であっても受託者は、契約の内容に適合しないもの(不良またはこれにより生じたと認められる損傷や不具合)があるときは、すみやかに必要な措置を講じるものとする。契約条項に準じ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求は引渡しを受けた日から、1年以内とする。
- (12)業務の一部を再委託する場合は以下のことに留意すること。

- ア) 受託者は、受託業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- イ) 受託者は、受託業務の主たる部分以外の業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。
- (13) 現場設置では、労働基準法、労働安全衛生規則、その他の関係法令に従い、風紀衛生の取締り、並びに火災、盗難などの事故防止について遺漏のないようにすること。以上の天災を除いた災害については、引渡し前においては全て受託者の負担とする。
- (14) 現場設置業務の完了に際しては、業務対象範囲及び当該範囲に至る経路等の後片付け、清掃を入念に行うこと。また、発生した廃棄物などは関係法令に従い適切に処理を行うこと。
- (15) 業務対象範囲への資料、制作物、資材などの搬入は、本市監督員の指示によって行うものとする。また、搬入作業の開始及び終了時には、本市監督員に報告し承認を得るものとする。
- (16) 本市監督員が必要と認めた場合には、受託者は中間検査を行い、その結果を本市監督員に報告するとともに、その処理について本市監督員と協議のうえ決定すること。
- (17) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (18) 個人情報及び情報資産の保護に対する取組に関して、適切な安全管理が講じられていることが確認できるもの(第三者認証(ISO/IEC27001、プライバシーマーク等))があれば提出すること。また、すべての関係者は当該事業に係る電子メールの送信において、個人情報保護等の観点からBccを使用することを徹底するものとする。